

江東区区民協働推進会議設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日

22 江地地第 351 号

(設置)

第 1 条 江東区（以下「区」という。）における協働を推進するため、江東区
区民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 地域貢献活動団体 町会・自治会、ボランティア団体、NPO 法人（特
定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特
定非営利活動法人をいう。）、地域貢献活動を行う事業者その他の営利を
目的としない公益的な活動を主体的に行う団体をいう。
- (2) 協働 区、区民及び地域貢献活動団体が、区の地域課題の解決又は地域
の発展を目指して協力して取り組むことをいう。
- (3) 協働事業提案制度 地域課題の解決又は地域の発展を図るために、地域
貢献活動団体から、区と協働で取り組む事業の提案を区長が受ける制度を
いう。
- (4) 中間支援組織 区、区民及び地域貢献活動団体が協働をするに当たっ
て、中立的な立場から、区、区民及び地域貢献活動団体の仲介、調整等
を行う組織をいう。

(所掌事項)

第 3 条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 協働事業提案制度による事業の選考及び評価に関すること。
- (2) 中間支援組織の評価に関すること。
- (3) 協働を推進するための施策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が協働を推進するために必要と認める
事項

(組織)

第 4 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する15名以内の者をもって充てる。

(1) 学識経験者

(2) 社会福祉法人江東区社会福祉協議会江東区ボランティア・地域貢献活動センター所長

(3) 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団管理課長

(4) 公募により選任された区民

(5) 地域振興部長

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

3 会長は、委員の互選により選出する。

4 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成25年度に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成26年度末日までとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。